

## 大牟田市福祉収集実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出される一般廃棄物及び資源物（以下「ごみ等」という。）を所定の排出場所へ排出することが困難な高齢者及び障がい者等に対し、ごみ等の排出支援を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「福祉収集」とは、次条に規定する者に対するごみ等の継続的な戸別収集をいう。

### (対象者等)

第3条 福祉収集を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、親族、近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、独力でごみ等を排出することが困難である者とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

- (1) 高齢者 65歳以上で介護保険の要介護、要支援又は事業対象者のいずれかの認定を受け、かつ、ホームヘルプサービスを利用している者のみの世帯、又は一人暮らしの者
- (2) 障がい者 身体障がい者手帳1・2級に該当する者及び精神障がい者保健福祉手帳1級に該当する者のみの世帯、又は一人暮らしの者

### (申請手続)

第4条 福祉収集を利用しようとする者は、大牟田市福祉収集利用申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

### (審査)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかに当該申請をした者（以下「申請者」という。）の居宅を訪問し、第3条に掲げる要件に該当するか否かについて、大牟田市福祉収集利用調査書（様式第2号）に沿って調査し審査を行う。

### (決定通知)

第6条 市長は、前条の規定により審査したときは、大牟田市福祉収集利用決定通知書（様式第3号）により、福祉収集利用の可否を申請者に通知する。

### (収集するごみ等の種別)

第7条 福祉収集により収集するごみ等の種別は、次のとおりとする。

- (1) 燃えるごみ
- (2) 燃えないごみ
- (3) 資源物（空き缶、空きビン、紙類、ペットボトル・白色トレイ及び古布・古着類）
- (4) 有害ごみ（乾電池、蛍光管及び水銀体温計）
- (5) 大型ごみ

### (ごみ等の収集及び排出方法)

第8条 福祉収集によるごみ等の収集及び排出方法は、次のとおりとする。

- (1) 収集する日は、福祉収集利用の認定を受けた者（以下「対象者」という。）が居住する地域のごみ・リサイクルカレンダーに記載の日とする。

(2) 収集場所は、原則として対象者が居住する玄関先とする。ただし、収集作業上困難な場合は、別途協議の上、収集場所を決定する。

(3) ごみ等は、市が指定する方法での排出とする。なお、大型ごみについては、持ち出し等を別途協議する。

(現況調査)

第9条 市は、対象者の現況について調査することができる。

(関係機関への情報提供等)

第10条 市は、対象者から一定期間ごみ等の排出がない場合は、関係機関への情報提供及び情報を共有し、対象者の安否を確認する。

(利用の一時停止)

第11条 対象者又はその代理者は、対象者が入院又は施設への入所その他の理由で、ごみ等の排出を一時停止する場合は、あらかじめ電話等により市に連絡をしなければならない。

2 市は、申し出のあった期間は、福祉収集の利用を一時停止する。

(対象者報告義務)

第12条 対象者又はその代理者は、対象者が第3条に掲げる要件に該当しなくなったときは、直ちに電話等により市に連絡をしなければならない。

(利用の中止等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉収集利用の中止及び認定を取り消し、大牟田市福祉収集利用中止・取消通知書(様式第4号)により通知する。

(1) 対象者又はその代理者から利用の中止の申出があったとき。

(2) 第3条に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(3) 不正な手段により対象者となったことが判明したとき。

(4) 分別方法を守らないなど、収集を継続することが著しく困難であるとき。

(5) その他、この要綱の規定に違反したとき。

(情報管理)

第14条 福祉収集に従事する職員は、その実施に際しプライバシーの保護に留意し、知り得た情報については漏えいをしてはならない。又、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第15条 その他、福祉収集の実施に関し必要な事項は、別途、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。